豊橋市長 浅 井 由 崇 様

 豊橋市監査委員
 古 池 弘 人

 同
 朝 倉 茂

 同
 田 中 敏 一

 同
 山 本 賢太郎

令和3年度豊橋市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により審査に付された令和 3 年度豊橋市内部統制評価報告書を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和3年度豊橋市内部統制評価報告書に関する審査意見

第1 審査の対象

令和3年度豊橋市内部統制評価報告書(以下、「評価報告書」という。)

第2 審査の期間

令和4年7月1日から令和4年8月16日まで

第3 審査の方法

審査に付された評価報告書について、豊橋市監査基準に準拠して関係部局等の説明を 聴取するとともに、その他監査等において得られた結果も活用して、評価手続及び内部統 制の不備が重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていたかについて審査し た。

第4 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

第5 備考

評価結果に記載された運用上の重大な不備は以下の2件である。

- 1 確定申告書の内容のシステム入力漏れによる保険料の賦課誤り
- 2 保険料の誤徴収放置

第6 審査結果を踏まえた付記意見

審査の過程において、内部統制に係る研修の充実が求められると見受けられたので、受 講対象者を拡げるなどにより内部統制に対する意識の向上を図られたい。